

平成26年9月19日

らくさいマルシェ実行委員会

## 食品の出展について

食品の出展については下記の内容をご確認頂き、遵守して頂きますようお願いいたします。

① 各地元保健所による「食品製造所の許可書（営業許可書）」（写し）の提出をお願いします。

② 模擬店販売（現場調理）の取扱いになる出店は年2回以内の出店となります。また、「提供食品製造作業工程表」の提出が必要となります。

※コーヒー・紅茶・ジュース等、飲料を現場調理にて提供される場合は模擬店扱いとなります。

③ バラ売り出店者・模擬店出展者は「検便検査結果」の提出が必要となります。

（容器包装での販売の場合は不要）

④ 提出書類①②③は各2部（写し）を準備していただき、1部は月の15日までに、FAX 又はメール・郵送にてお届け下さい。「らくさいマルシェ実行委員会」でとりまとめて、西京保健センターに一括提出します。

※FAX 番号：075-331-0822

（京都市住宅供給公社 らくさいマルシェ実行委員会事務局）

⑤ パン・菓子類は「菓子製造許可」の持った製造場所で作られたものとします。

⑥ 漬物の販売は製造者の届出されているところに限ります。

⑦ 容器包装に入った食品は、名称、原材料名、消費期限又は賞味期限、保存方法、内容量、製造者氏名、連絡先（電話番号）を明記して下さい。また、アレルギー、添加物など適正に表示して下さい。

⑧ 野菜・果物は「生産者」が特定できるものしか販売できません。また、産地表示が必要です。

- ⑨ アルコール飲料の販売は禁止とさせていただきます。
- ⑩ 温度管理に留意して対応してください。（氷・クーラーボックスなどにて）
- ⑪ 販売不許可の食品は、
- ご飯類、お弁当、スープ、カレー、生クリームを使った菓子、お惣菜、プリン、ゼリー、アイスクリーム、キッシュ、サンドイッチ、生もの、牛乳を使用した飲み物、現場調理・現場で温めるなど、実行委員会が不相当と判断した物は出店できません。
- ※但し、模擬店届けしたもの、移動販売は除きます。
- ⑫ 試食販売する際は、使い捨てで提供してください。（容器・箸・スプーンなど）
- ⑬ 販売された食品で何か問題が起きた場合、当委員会で責任をとることができません。各出展者の責任となりますので、各出展者での対応をよろしくお願いします。
- ⑭ 上記の件について、同意いたします。

平成 26 年 月 日

氏名： 印

住所：

連絡先

※上記⑭へ記入・捺印して頂き、出展当日に「らくさいマルシェ実行委員会本部」へ提出をお願いします。

以上、上記の規約は京都市西京保健センターの指導に基づき作成されています。

何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。